

第 7 0 9 号 平成25年 5 月10日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
------------------------------	-----------------------------------	-----------------------

目 次

条 例	番 号	頁 数
・天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	20	1
告 示	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	127	2
・放置自転車等の保管について	128	2
・ごみ処理手数料の徴収事務の委託について	129	3
・道路の区域変更及び供用開始について	130	3
・放置自転車等の保管について	131	3
・放置自転車等の保管について	132	4
・天理市一般廃棄物の取扱いに係る月払手数料の徴収に関する事務取扱要綱の一部改正	133	4
・放置自転車等の保管について	134	5
・放置自転車等の保管について	135	5
・放置自転車等の保管について	136	5
・平成25年第1回天理市議会臨時会の招集について	137	6
・公示送達について	138	6
・放置自転車等の保管について	139	6
・放置自転車等の保管について	140	7
・放置自転車等の保管について	141	7
・放置自転車等の保管について	142	7
・放置自転車等の保管について	143	8
・放置自転車等の保管について	144	8
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	145	9

・放置自転車等の保管について	146	9
・放置自転車等の保管について	147	9
・放置自転車等の保管について	148	10
・放置自転車等の保管について	149	10
・放置自転車等の保管について	150	10
・放置自転車等の保管について	151	11
・放置自転車等の保管について	152	11
・国土調査の実施について	153	12
・放置自転車等の保管について	154	12
・公示送達について	155	12

公 告	番 号	頁 数
・大和都市計画下水道事業の事業計画の縦覧について	14	12
・一般競争入札について	15	13
・一般競争入札について	16	18
・一般競争入札について	17	23
・農用地利用集積計画について	18	28

教育委員会	番 号	頁 数
・定例教育委員会の招集について	7	28

農業委員会	番 号	頁 数
・農業委員会の招集について	5	28

公営企業	番 号	頁 数
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	6	28
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	7	28
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	8	29

条 例

(平成25年 4 月30日 掲 示 済)

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成25年 4 月30日

天理市長 南 佳 策

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（市長による管理）

第19条 市長は、第7条の規定による選定によってもなお指定候補者となるべき法人等がないとき、又は法第244条の2第11項の規定により期間を定めて指定管理者に対し管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、他の条例の規定にかかわらず、施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行う場合において、指定管理者の収入として収受させている当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）があるときは、市長は、自ら管理の業務を行う直前の利用料金の額を使用料として徴収するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

（平成25年4月8日揭示済）

天理市告示第127号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年4月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年4月8日から平成25年6月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成25年4月9日揭示済）

天理市告示第128号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 4月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4月 9日から平成25年 6月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4月10日 掲示済)

天理市告示第129号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 4月10日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 委託者
伊賀市予野字鉢屋4713
三重中央開発（株） 代表取締役 金子 文雄
- 2 委託年月日
平成25年 4月 1日

(平成25年 4月10日 掲示済)

天理市告示第130号

市道の区域決定及び供用開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成25年 4月10日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市道
- 2 区域決定の区間

路線番号	路線名	区 間	区 域 変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要
9	豊田喜殿線	天理市別所町189番7先から 天理市別所町230番1先まで	前	7.0～10.9	339.1	
			後	16.3～31.1	339.1	
619	勾田櫛本北線	天理市別所町170番1先から 天理市別所町189番1先まで	前	12.3～39.0	35.1	
			後	17.0～36.2	32.0	

- 3 供用開始の区間
道路の区域変更に伴い新たに道路となった区間
- 4 供用開始年月日 平成25年 4月10日

(平成25年 4月10日 掲示済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4 月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4 月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4 月10日から平成25年 6 月 8 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4 月10日揭示済)

天理市告示第132号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4 月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4 月10日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町118番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4 月10日から平成25年 6 月 8 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4 月10日揭示済)

天理市告示第133号

天理市一般廃棄物の取り扱いに係る月払手数料の徴収事務に関する事務取扱要綱（平成20年10月天理市告示第307号）の一部を次のように改正する。

平成25年 4 月10日

天理市長 南 佳 策

第1条中「天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年 3 月天理市規則第3号。以下「規則」という。）第3条第1項ただし書」を「天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成25年 3 月天理市規則第15号。以下「規則」という。）第23条第1項ただし書」に改める。

第2条中「規則第3条第1項ただし書」を「規則第23条第1項ただし書」に改める。

第3条第1号中「天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第3号）第13条第1項」を「天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年 3 月天理市条例第9号）第41条第1項」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年 4月11日 掲示済)

天理市告示第134号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4月11日から平成25年 6月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4月12日 掲示済)

天理市告示第135号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4月12日から平成25年 6月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4月15日 掲示済)

天理市告示第136号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 4月15日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年4月15日から平成25年6月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年4月16日揭示済)

天理市告示第137号

平成25年第1回天理市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成25年4月16日

天理市長 南 佳 策

記

1 期 日 平成25年4月23日

2 場 所 天理市役所議事場

3 付議事件

- 天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について
- 専決処分の承認を求めることについて
- 損害賠償の専決処分の報告について
- 天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

(平成25年4月16日揭示済)

天理市告示第138号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年4月16日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年4月16日揭示済)

天理市告示第139号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年4月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成25年 4 月16日から平成25年 6 月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 4 月17日 掲示済)

天理市告示第140号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 4 月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4 月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4 月17日から平成25年 6 月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 4 月17日 掲示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 4 月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4 月17日
 - 3 移動対象区域
天理市守目堂町196番地 4 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4 月17日から平成25年 6 月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 4 月19日 掲示済)

天理市告示第142号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 4月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4月19日から平成25年 6月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4月22日揭示済)

天理市告示第143号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4月22日から平成25年 6月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4月23日揭示済)

天理市告示第144号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 4月23日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4月23日から平成25年 6月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年4月23日揭示済)

天理市告示第145号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、渋谷町町内会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成25年4月23日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市渋谷町441番地 上田 進司
変更後 代表者 天理市渋谷町367番地1 福家 茂
変更年月日 平成25年4月7日

(平成25年4月24日揭示済)

天理市告示第146号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年4月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年4月24日から平成25年6月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年4月25日揭示済)

天理市告示第147号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年4月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年4月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年4月25日から平成25年6月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4 月26日 掲示済)

天理市告示第148号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4 月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4 月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4 月26日から平成25年 6 月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4 月30日 掲示済)

天理市告示第149号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4 月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 4 月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 4 月30日から平成25年 6 月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 4 月30日 掲示済)

天理市告示第150号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 4 月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 4 月30日

- 3 移動対象区域
天理市稲葉町199番地2先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年4月30日から平成25年6月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月1日揭示済)

天理市告示第151号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年5月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年5月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月1日から平成25年6月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年5月1日揭示済)

天理市告示第152号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成25年5月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年4月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年5月1日から平成25年10月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年 5 月 2 日 掲 示 済)

天理市告示第153号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成25年 5 月 2 日

天理市長 南 佳 策

- 1 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成25年 4 月26日
- 2 調査を実施する者の名称 天理市
- 3 調査地域 天理市山田町及び三島町の各一部の地域
- 4 調査期間 平成25年 5 月 2 日から平成26年 3 月31日まで

(平成25年 5 月 2 日 掲 示 済)

天理市告示第154号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月 2 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 5 月 2 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 5 月 2 日から平成25年 6 月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 5 月 2 日 掲 示 済)

天理市告示第155号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年 5 月 1 日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 告

(平成25年 4 月 8 日 掲 示 済)

天理市公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長より大和都市計画下水道事業の事業計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、天理市上下

水道局下水道課において公衆の縦覧に供する。
平成25年 4月 8日

天理市長 南 佳 策

(平成25年 4月23日 掲示済)

天理市公告第15号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年 4月23日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立西中学校 校舎耐震補強工事
- (2) 工 事 場 所 天理市二階堂上ノ庄町
- (3) 工 事 概 要 耐震補強に係る鉄骨ブレースの新設 23構面
耐震補強に係る袖壁の増設 2構面 (4ヶ所)
耐震補強に係る構造スリットの新設 1構面 (2ヶ所)
耐震補強に係る搭屋階目隠し手摺改修
外壁露筋、クラック等の劣化部補修
その他関連付帯工事
- (4) 工 期 平成25年12月27日まで
- (5) 予 定 価 格 73,250,100円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 65,442,300円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成24年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成24年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - ① 入札説明書 別表2の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 (有)優建築工房
住 所 天理市櫛本町2783番41

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 第3（1）に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3（1）に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3（1）に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3（1）に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所
天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他
詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立西中学校 校舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年 4月23日（火）から 平成25年 5月 7日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年 4月23日（火）から 平成25年 5月 7日（火）まで
質問書の提出期限	平成25年 5月 9日（木） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年 5月13日（月）
質問書への回答日	平成25年 5月13日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年 5月17日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年 5月21日（火）
入札書到着期限日	平成25年 5月28日（火） 書留郵便にて日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成25年 5月29日（水） 午前 9時30分
くじを行う場合の日時	平成25年 5月29日（水） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(別表2)

次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

(※1)

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

③ 監理技術者にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

(※1) これと同等以上の資格を有する者とは次の①又は②のいずれかに該当する者をいいます。

① 一級建築士の資格を有する者

② 一級国家資格と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(平成25年4月23日揭示済)

天理市公告第16号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年4月23日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立櫛本小学校 校舎耐震補強工事
(2) 工事場所 天理市櫛本町
(3) 工事概要 耐震補強工事
・鉄骨ブレース設置工事 17構面
・耐震スリット新設工事 15カ所
屋上防水改修工事 56.4㎡
受水槽取替工事 1カ所
その他関連付属工事
(4) 工期 平成25年10月15日まで
(5) 予定価格 64,948,800円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
(6) 最低制限価格 58,258,200円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
(2) 次の条件をすべて満たしていること。
① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
④ 本市が平成24年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成24年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
① 入札説明書 別表2の資格を有する者
② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
(4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 (有)優建築工房
住 所 天理市櫛本町2783番41

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
(2) 入札説明書の交付期間及び場所
① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到 着 期 限 日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領にお

いて示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立櫛本小学校 校舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年 4 月23日（火）から 平成25年 5 月 7 日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年 4 月23日（火）から 平成25年 5 月 7 日（火）まで
質問書の提出期限	平成25年 5 月 9 日（木） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年 5 月13日（月）
質問書への回答日	平成25年 5 月13日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年 5 月17日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年 5 月21日（火）
入札書到着期限日	平成25年 5 月28日（火） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成25年 5 月29日（水） 午後 1 時30分
くじを行う場合の日時	平成25年 5 月29日（水） 午後 3 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(別表2)

次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

(※1)

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

③ 監理技術者にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

(※1) これと同等以上の資格を有する者とは次の①又は②のいずれかに該当する者をいいます。

① 一級建築士の資格を有する者

② 一級国家資格と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(平成25年 4 月24日 掲示済)

天理市公告第17号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年 4 月24日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 山の辺第一工区 雨水管渠整備工事(天理停車場線)
及び山の辺第一工区 橋梁上部工整備工事(天理停車場線)
- (2) 工 事 場 所 天理市 田部町地内
- (3) 工 事 概 要 山の辺第一工区雨水管渠整備工事（天理停車場線）
工事延長 L=62.0m
雨水管渠工 HP φ700mm
L=29.8m
4号組立マンホール N=1基
仮設水路工 L=31.7m
山の辺第一工区橋梁上部工整備工事（天理停車場線）
工事延長 L=17.820m
橋梁上部工
プレテンション方式PC単純床版橋
総幅員 16.000m
橋長 7.000m
支間長 6.660m
斜角 $\theta = 90^{\circ} 00' 00''$
AS舗装 A=106㎡
踏掛版 L=5.000m
N=2箇所
- (4) 工 期 平成25年10月31日まで
- (5) 予 定 価 格 28,060,200円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 24,964,800円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) そ の 他 本入札は、次の①及び②の工事を合併して入札するものであり、その落札者と
工事別に契約を締結するものである。
① 山の辺第一工区 雨水管渠整備工事(天理停車場線)
② 山の辺第一工区 橋梁上部工整備工事(天理停車場線)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成24年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成24年度）において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。ただし、請負金額が25,00万円以上となった場合は、専任で配置できること。

- ① 入札説明書 別表2の資格を有する者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格

の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区 雨水管渠整備工事（天理停車場線） 及び 山の辺第一工区 橋梁上部工整備工事（天理停車場線）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成25年 4月24日（水）から 平成25年 5月 9日（木）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成25年 4月24日（水）から 平成25年 5月 9日（木）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成25年 5月13日（月）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年 5月16日（木）
質問書への回答日	平成25年 5月16日（木）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年 5月21日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年 5月23日（木）
入札書到着期限日	平成25年 5月29日（水）
開札の日時	平成25年 5月30日（木） 午前 9時30分
くじを行う場合の日時	平成25年 5月30日（木） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

別表2 (建設業法第7条関連)

	工事業種	配置技術者の資格 (いずれかに該当すること)
1	土木工事	<p>① 土木工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者</p> <p>② 土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>③ 土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>⑤ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)に合格した者</p>

(平成25年 4月25日 掲示済)

天理市公告第18号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年 4月25日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成25年 5月 1日 掲示済)

天教告示第7号

平成25年 5月 8日 午前9時30分から 5月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 5月 1日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

農業委員会

(平成25年 4月30日 掲示済)

天農委告示第5号

平成25年 5月 8日 午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 4月30日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第4号 平成24年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価の決定について
- 議案第5号 平成25年度天理市農業委員会の活動計画の決定について
- 議案第6号 その他
 - ① 農地法第3条に係る買受適格証明について
 - ② 市街化区域の専決処分について（報告）
 - ③ 議会推薦による農業委員の辞職願について

公営企業

(平成25年 4月17日 掲示済)

天理市上下水道局公告第6号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 4月17日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第8処理分区	兵庫町の一部

(平成25年 4月24日 掲示済)

天理市上下水道局公告第7号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

平成25年 5月10日 金曜日

天理市公報

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3月天理市条例第 1号）第 7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 4月24日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第 5 処理分区	柳本町の一部

(平成25年 4月30日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 8号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3月天理市条例第 1号）第 7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 4月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
柳本北第12- 2 処理分区	二階堂上ノ庄町の一部